



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和6年5月16日
仙台管区気象台

宮城県の洪水警報・注意報の暫定基準廃止について

気仙沼市の一部地域に適用している洪水警報・注意報の暫定基準について、令和6年5月23日(木)に廃止します。

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波による堤防や排水施設等の被害により、水害に対して脆弱性が残る気仙沼市の一部地域では、洪水警報・注意報の発表基準を、1km格子単位で暫定的に引き下げています。

今般、気仙沼市における堤防や排水施設等の復旧状況から、水害に対する脆弱性が解消されたことを確認したため、以下のとおり暫定基準を廃止します。

今回の暫定基準廃止により、宮城県内における洪水警報・注意報の暫定基準は全て廃止となります。

- 1 暫定基準を廃止する市
気仙沼市
- 2 暫定基準の廃止日時
令和6年5月23日(木)13時

問い合わせ先
仙台管区気象台気象防災部予報課 防災気象官 紺野
電話 022-297-8134



図：暫定基準適用地域(1km格子)
※令和6年5月23日に全て廃止